

《論 説》

訴訟信託に関する一考察 (3)

富 田 仁

1. 序説
2. 訴訟信託の制度趣旨
 - (1) 立法者の見解
 - (2) 学説の展開
3. 隣接制度との関係
 - (1) 弁護士法
 - (2) 民事訴訟法(以上、52号)
4. 訴訟信託禁止の判断基準
5. 旧信託法時の改正試案
6. 現行法の改正過程
 - (1) 法制審議会信託法部会における議論
 - (2) 小括(以上、54号)
7. 判例の流れ(以下、本号)
 - (1) 債権譲渡に関する判例

7. 判例の流れ

前稿では、学説における訴訟信託適用の判断基準や、旧信託法当時の改正試案ならびに現行法の改正過程における訴訟信託に関する議論を紹介し分析をした。これを受けて、以下では、訴訟信託に関する近年の判例を取り上げ、そこでの訴訟信託適用の判断基準を検討することとしたい⁽¹⁾。

なお、判例においては、任意的訴訟担当の許否、弁護士法72条・73

条の適否が争われるケースの中で、訴訟信託に触れる場面があるけれども、ここでは専ら訴訟信託の適否が争点となったケースを取り上げることにする。

(1) 債権譲渡に関する判例

債権譲渡は、古くから訴訟信託の適否が争われる典型例とされており、近年でも訴訟信託に関する事件の多くが、債権譲渡に関するものであるということが出来る。すなわち、貸金債権や損害賠償債権などの債権の回収を目的に、当該債権債務の当事者に関連しない者(いわゆる事件屋、譲渡屋といった者等)に対して、債権者が債権を譲渡し、これに基づき訴訟が行われるという事情の下で、債務者から訴訟信託の抗弁がなされるという場合である。

ところで、債権譲渡に関しては、バブル経済後、当時の社会経済的な問題とされた不良債権の処理を促進する目的として、債権管理回収業に関する特別措置法(=サービサー法。以下、サービサー法と記す)(平成10年法律第26号、平成11年施行)が制定された。これは、弁護士法の特例として、特定金銭債権については、許可を受けた債権回収会社が管理および回収を業として行うことを認めるものである。したがって、サービサー法は、債権譲渡による債権回収を組成する有効な受け皿となるのであり、当然現行信託法の立法過程(法制審議会信託法部会)における訴訟信託に関する議論の中で度々取り上げられている⁽²⁾。

もっとも、サービサー法上債権回収会社には、委託を受けて特定金銭債権の管理および回収を行う営業と、他人からそれを譲り受けて訴訟、調停、和解その他の手段により、特定金銭債権の管理および回収を行う営業という2つの形態があり(同法2条2項)、訴訟信託と関連するのは后者である。債権回収会社の業務範囲は、法務大臣の承認を得ることで、特定金銭債権の管理または回収を行う業務であって、債

権管理回収業務に該当しないもの、あるいは債権回収業務または前号の業務に付随する業務であって、政令でさだめるもの、という制限があり、その範囲で業として行うことが認められている(同法12条1項但書き、および同条1項1号、1項2号)。

訴訟信託にあたることされたケース

① 東京高裁平成5年6月28日判決(判例時報1471号89頁)⁽³⁾

本件は、カリフォルニアの民事裁判において、Y1とY2会社が土地の取得を目的として結成されたX組合に対して、懲罰的損害賠償の支払いを命じる判決が下り、日本においてその判決の効力が争われたケースである。この外国の判決の中で、Y1Y2はXに対して、訴訟費用の支払を命じられる一方で、Xが訴外A(Y2の代表取締役)に対して訴訟費用を支払う旨を命じられたことから、これによりAがXに対する当該支払請求権をY2に譲渡したことで、当該債権に基づきY2が相殺の意思表示を行うという抗弁を行ったものである。Xは、そもそも当該債権譲渡の効力を争うとともに、AのY2に対する債権譲渡は対価がなく行われたものであることを指摘し、これは訴訟追行目的に限定されたものであるから、訴訟信託に該当し無効であると主張した。

【判旨】

右債権譲渡は、債務者であるXの住所地法であるオレゴン州法上の要件や、AないしY2がその要件を満たす手続きをしたことについて、Y2は何ら主張、立証していないことを理由に、Xに対する関係で債権譲渡の効力を認めることはできない。また、日本法によっても、右債権譲渡はもっぱらXが提起した本件訴訟に対抗する目的であると認められるから、信託法11条により無効というほかはない。したがって、Y2の相殺の抗弁は理由がない。

裁判所は、本件債権譲渡について、Y2の抗弁は、Xが提起した訴訟に対抗してなされたものであるという動機を判断材料の1つとする一方で、対価の存否など、訴訟信託を適用するための要素を提示することなく、またAとAが代表取締役である会社Y2との関係性について触れることもなく、本件債権譲渡は、訴訟信託にあたることとして無効であると断じている。本判決においては、そもそも債権譲渡自体を認めないと判断しているのであるから、訴訟信託の適否の問題も生じないといえるのであるけれども、本件債権譲渡をXの訴訟に対する対

抗を目的としてなされたものとして、訴訟信託により禁止であると判断しているのであるから、その判断基準は提示するべきであったと思われる。なお、本件債権譲渡は、第1審判決後になされている。

② 東京地裁平成9年7月29日判決(判例時報1638号98頁)

本件は、コンドミニアムの区分所有者全員により構成される管理組合であるXが、これを分譲したY1の代理人であるY2との間で温泉供給契約を締結したところ、温泉施設などの温泉供給上の欠陥から温泉供給が停止したことを理由に、その改修およびそれに伴う損害賠償等を請求したケースである。本件において、各区分所有者がXに対して、Yらを相手方として訴訟を提起し追行する権限を授権し、この授権は各区分所有者がYらに対する損害賠償債権を譲渡したものと評価できるから、Xはこの権利者として管理処分権に基づく訴訟追行権(追行権1)を有するとする一方で、さらに本件区分住戸の区分所有者であるA会社およびB、Cから損害賠償債権を譲り受けたから、固有の訴訟追行権(追行権2)をも有すると主張した。ここでは任意的訴訟担当および訴訟信託の適否が争われた。

【判旨】

Xの管理業務は、共用部分や敷地などの保安、保全、保守などの保存行為などであって(建物区分所有法3条およびXの管理組合同約)、Yらに対する給湯施設の改修請求の行使や損害賠償請求権の行使は含まれないから、Xに任意的訴訟担当を許容する合理的必要があるとは認めがたい。また、各区分所有者らが作成した「訴訟授権の承諾書」という書面には、損害賠償債権に基づく請求について、「提訴・訴訟追行の一切の権限を原告に授権します」と明記されており、Yらに対してこれらの債権について譲渡通知がなされたことも認められないから、右授権をもって、各区分所有者がXに対し損害賠償債権自体を譲渡したものと認めることは困難である。

他方で、A及びAの代表取締役であるBおよびCが、Yらに対して、右債権譲渡の通知をしたことが認められるが、この債権譲渡は、本件の訴訟手続においてYらから、Xには当事者適格がないとの本案前の主張がなされた後に行われたものであり、右債権譲渡の対価等が譲渡人に支払われていないことは弁論の全趣旨により明らかである。したがって、こうした事情の下でなされた右債権譲渡は、Xが本件訴訟を追行することを目的としてなされたものであると推認され、Xが本件訴訟を追行する合理的の必要が認められないことは前と同様であるから、信託法11条の規定の趣旨に反する無効なものである。

本判決は、いわゆる事件屋や譲渡屋といったたぐいのものではなく、

区分所有建物の管理組合が、各区分所有者を代表して訴訟を提起したという性格のものである。すなわち、追行権1については、管理組合の規約に基づき、本訴提起時までに各区分所有者が、管理組合に対して訴訟の提起追行の授権をしたというものであるから、管理行為の一つといえなくもない。また、訴訟の成果については、授権時に各区分所有者のために、Xに総有的に帰属するとされていたようであるから、各区分所有者に利益を帰属させる目的があったものと見受けられる。しかしながら、本判決では、管理組合による各請求権の行使や任意的訴訟担当は、そもそも業務の範囲を逸脱しているとして、任意的訴訟担当を許容する合理的な必要性がないと判断されている。

また、追行権2については、債権の譲渡人と譲受人である管理組合との関係性は、全くの他人ではないといえなくはないけれども、本件訴訟手続において、Xの当事者適格を否定する主張がなされた後に、Xに対して債権譲渡が無償で行われたという事情を、裁判所は重視している。このことから、本判決では時間的な近接性と無償性を訴訟信託適用の判断要素としているようである。

③ 東京地裁平成26年9月30日判決(判例タイムズ1414号349頁)

本件は、被告Y1Y2Y3Y4らが共謀の上、出資金の名の下AおよびBから匿名組合契約締結の方法による出資を募り、これに応じて出資をしたAおよびBが、Yらに損害賠償請求権を取得するに至ったのであり、この損害賠償債権をX法人が譲り受け、Yらに対して出資金の返還などを求めたという事案である。訴訟の中で、Yらの一部により、この損害賠償債権の譲渡が訴訟信託にあたるとして、債権譲渡の無効が主張されたケースである。

【判旨】

Aは、現職の国会議員が詐欺的被害を受けた被害者として訴訟を提起することは好ましくないという考えから、事実上休眠法人であったXを買い取り、Xに本訴請求権債権を譲渡した上、従前Aらの代理人であった弁護士らにそのまま訴訟代理人になってもらい、Xの名による本件訴訟を提起させたのである。そして、債権譲渡代金は譲渡債権の額面額である4000万円とされる一方、X自身には実質的な営業の実態はなく、め

ほしい資産もなかったのであるから、本件訴訟で勝訴して請求債権の回収に成功しない限り、Xが上記譲渡代金の支払義務を履行することは事実上不可能であると考えられる。なお、AはXに対して譲渡代金相当額を融資するとの約束をしているが、その融資を実行されたとしても資金が還流するだけであり、XからAに対し実質的に譲渡代金が支払われることにはなるわけではない。したがって、AのXに対する債権譲渡は、A自ら訴訟を提起し追行することを回避するために、訴訟の帰すに伴う実質的な計算関係をAに帰属させつつ、単に対外上Xの名をもって訴訟を提起、追行する手段として行われたものと解され、訴訟信託にほかならないというべきである。

また、Bの債権譲渡については、その譲渡の目的に、Bに出資を持ちかけて多額の損害を負わせたAが、自らの責任において、Bに対する損害を填補するという趣旨も含まれていたものと認められ、またXは本件訴訟に勝訴して請求債権を回収することができなくても、Aから融資を得ることで、Bに対して譲渡代金全額を支払う意思を有しており、かつ、それは実現可能であると認められる。したがって、Bからの債権譲渡は、Xに本件訴訟を提起、追行させることを目的とする訴訟信託に該当するものということはいえない。

なお、訴訟信託に係る抗弁を主張しているのは、Y 3 Y 4であり、Y 1 Y 2はそれを援用しない意思を明確にしているから、Y 1 Y 2の関係においては、Aの分も含め本件債権譲渡全ての効力に妨げはない。

本判決は、国会議員が自己の名を伏せて訴訟を提起追行する目的で、休眠法人に対して債権譲渡を行い、これに基づき法人の名で訴訟を提起し追行しようとしたものと評価し、これを訴訟信託により無効であると判断したケースである。本判決の特徴は、本件債権譲渡が訴訟の帰すに伴う実質的な計算関係をAに帰属させたまま行われたという点にあり。すなわち、Aは便宜上Xを利用して、訴訟を行ったと理解した上で、実質的訴訟当事者はAであると断定している。その根拠として、まず法人としてのXの状況であるが、もともと休眠法人であり、資産もない。加えて、Aの代理人であった弁護士に、本件訴訟代理人となってもらっていること等も、その根拠としてあげることができる。また、ほとんど資産を有していないXは、当然債権譲渡の対価を支払えないのであるから、実質的にAとの間の対価関係にも疑問が生じよう。したがって、これらを考慮すれば、Xは訴訟を行うために

利用された法人であるといえ、Aに本判決がいうところの計算関係が帰属するという構成が考えられることになろう。他方で、Bについては、Bの債権譲渡によるXの対価の支払が、AからのXに対する融資により可能になるから、Bの債権譲渡は訴訟信託にあたらないと判断する。これは、Bには債権譲渡の動機に実質的な計算関係といった態様を見ることができないからであったと思われる。

④-1 福岡地裁平成28年4月14日判決(LEX:25547094)⁽⁴⁾

本件は、Xの妻A所有の自動車も同乗し、Xが運転していたところ、Y1が運転する自動車との間で発生した交通事故を原因として、XはAがY1に対して有する709条に基づく損害賠償請求権を譲り受け、これに基づき損害賠償等を請求した第1事件と、Bが所有しXが運転する自動車とY2が運転する自動車との間で発生した交通事故について、XはBがY2に対して有する709条に基づく損害賠償請求権を譲り受け、これに基づき損害賠償等を請求した第2事件とが、併合された事案である。

【判旨】

Xは、AおよびBがYらに対して有する損害賠償請求権を、ABから譲り受けた上で訴訟を行っており、またXはAから債権譲渡を受けるまで、Aから委任を受けて本件訴訟を進行していたことが認められる。これらの事実を鑑みれば、当該債権譲渡は、XがAらに代わって訴訟進行することを目的として行われたものであると認められるから、信託法10条で禁止されている訴訟信託にあたるものと解される。そうすると、各債権譲渡はいずれも無効なものといわざるを得ない。

本判決では、Xの過去が重要視されている。すなわち、Xはこれまで15回の交通事故に遭っており、1100万円余りの保険金を受給していたという経歴を有しているのであり、この中には事故の時期が近接しているものもあると指摘されている。したがって、本件第1事故および第2事故は、Xによる故意の自招事故であると評価し得るから、Xの請求はいずれも理由がないと判断されている。このことから勘案すると、Xの素性は、いわゆるあたり屋もしくは事件屋と見ることができよう。なお、第2事件は、第1事件が発生しておおよそ1ヵ月後に発生しており、両事件のABによるXに対する債権譲渡は、事故か

らおよそ1年後の同時期に行われ、同じ日にXによって債権譲渡の通知がなされている点を踏まえると、Bの素性は不明ではあるが、AがXの妻であることを踏まえるならば、ABはXと共謀関係にあったという見方も否定できないであろう。もっとも、Xは債権譲渡を受ける前から、ABからの委任に基づき訴訟を進行していたのであり、その動機は訴訟を目的にしていたことが明白なものといえる。なお、訴訟係属中に債権譲渡がなされていることを看取できるけれども、その対価性など、訴訟信託を構成するその他の判断要素については、触れられていない。

④-2 福岡高裁平成29年2月16日判決(判例タイムズ1437号105頁)

本件は、④-1事件の上告審である。ここでは、Xは訴訟当時から訴訟代理人の弁護士を立てていること、Xの自動車保険にある弁護士特約を利用する目的でABから委託を受け訴訟を提起したこと、当事者適格の争いを回避するために債権譲渡が行われたこと等を理由に、訴訟信託に該当しない旨を主張している。

【判旨】

Xは、本件訴訟提起時から弁護士である訴訟代理人に委任して訴訟行為を行わせているから、弁護士代理の原則(民訴法54条1項)を潜脱していない。しかし、上記ABが原告とならず、Xが原告となって訴訟を提起した理由は、Xが加入する自動車保険の弁護士特約を使うためであったというのであり、Xへの債権譲渡は、Xを原告にして訴訟を行わせることを目的して行われたものであるから、信託法10条により禁止されている訴訟信託にあたり無効といわざるをえず、Xに本件第1事件および第2事件についての損害賠償請求権が移転したとは認められない。

本判決は、弁護士を代理人として、訴訟の提起追行をさせたとしても、実質はXが原告であると見ている。他方で、本判決は、弁護士に委任して訴訟行為を行った場合に、訴訟信託の適用は否定されるとする学説(青木、入江)があるけれども⁽⁵⁾、これを否定したものと評価できる。

⑤ 東京地裁令和3年7月28日判決(LEX:25589768)

本件は、建物所有者のAと被告Y1との間で賃貸借契約が締結され、AはY1に本件建物を引き渡したのであるけれども、入居人数のことで、AおよびA側の仲介不動産会社Xと、Y1～Y4およびY1の入居の窓口になった不動産会社Y5との間で紛争が生じた。この紛争後数日して、XはAとの間で本件建物についてサブリース住宅原賃貸借契約を締結し、またAはY1に対して有する賃料相当損害金請求権およびY1～Y5らによる共同不法行為に基づく損害賠償請求権を、いずれも無償でXに譲渡する債権譲渡契約を締結した。このXとAとの賃貸借契約の特約事項には、「現占有者・Y1およびその占有補助者が全員退去した場合、本契約は自動解除となる。本契約と同時に現占有者およびその占有補助者および客付け仲介会社に対する損害賠償請求権を無償で譲渡するものとします。」との定めがあった。この契約に基づき、XがYらに対して、本件建物の明渡しと、賃料相当損害金の支払等を求めたケースである。

【判旨】

そもそも、Xの賃借権が第三者に対する対抗力を有するものとはいい難く、またXの賃貸借契約では、現占有者Y1および占有補助者Y2～Y4が退去した場合、当該契約が自動的に解除される旨の特約があることからすれば、Xが本件建物を使用収益することは想定されていなかったといえる。したがって、Xの賃貸借契約が締結されるに至る経緯、当該契約の内容、XはAを仲介していたこと、当該契約から1ヵ月以内に本件仮処分命令を申し立て、その発令がされたことをも考慮すると、Xの当該契約は、賃貸借契約の実態を伴ってならず、AのYらに対する本件建物の明渡し請求権を、Xに訴訟上行使させることを主たる目的として締結されたものといえ、訴訟信託に該当するといふべきである。そうすると、Xの賃貸借契約および債権譲渡契約は、いずれも無効である。

本判決では、XはAとの間で賃貸借契約を締結し、本件建物に賃借権を取得するけれども、これはYらとAとの間の紛争への介入をすることを目的となされたものといえることができる。すなわち、不動産管理会社であるXとしては、Aの不満の解消や、入居者の人数が把握できていなかったというX自らの落ち度を帳消ししようと、紛争への介入に踏み切ったというのが実情であろう。当該契約の特約事項における債権譲渡契約は、その解消や帳消しを目的する法的手段と見ることができる。したがって、Xの動機や、意義のない賃貸借契約、また債権譲渡の時間的近接性や無償性等の事情が、訴訟信託適用の判

断要素になったと指摘できよう。

訴訟信託にあたらないとされたケース

⑥ 長野地裁平成9年6月27日判決(判例時報1621号3頁)

本件は、郊外の市街地に接する地附山において大規模な地滑りが発生し、その土砂が下部山腹に造成された団地にまで押し寄せ、土地が埋没したり、多数の家屋が全半壊するなどの被害が生じたことから、同団地内に土地や家屋、家財等を有していた者ないしその承継人であるXらが、地附山に開設された有料道路の設置や管理に瑕疵があった等として、Y県に対して損害賠償を請求した事案である。その被害を受けた者の中の1人であるAが、原告の1人になることを差支えがあると気持ちから、同人に生じた損害賠償請求権の提訴にあたり、妻であるXに譲渡したことによって、この譲渡は信託法11条に基づき無効であるとの抗弁がなされたケースである。

【判旨】

信託法11条は、本来の権利者から権利の移転の名において第三者に訴訟をなす権能を任意的に付与するいわゆる訴訟信託を広く許容すると、民事訴訟法が訴訟代理を原則として弁護士に限定している趣旨を潜脱し、他人の紛争を介入し不当に利益を貪るごとき濫訴の弊害を招来するおそれがあるため、これを原則として禁止しようとするものであると解されるから、弁護士代理の原則の精神に抵触せず、また濫訴の弊害を招来するおそれがなく、かつこれを認める合理的必要がある場合には、訴訟信託を許容するに妨げないというべきである。そして、加害者に対して不法行為に基づく損害賠償請求権を有する被害者が、配偶者等家計を同じくする者にこれを譲渡し、訴訟の追行を委ねることは、弁護士代理の原則の精神に抵触せず、また濫訴の弊害を招来するおそれもないから、合理的必要の存する限り、これを許容して妨げないと解すべきである。これを本件についてみると、Aは当時の勤務先がYやY下の公共団体から税金の計算業務を受託していた関係上、自ら原告となって本件訴訟をすることに差し障りを覚えたことから、家計を同じくする妻Xに損害賠償請求権を譲渡し、本件訴訟の追行を委ねたことが認められ、訴訟信託の合理的必要が存したものであるということが出来るから、本件債権譲渡は有効であり、この点に関するYの主張は理由がない。

本判決は、夫が妻であるXに対して債権譲渡をしたケースであり、この点家計を同じくする者の間の債権譲渡である④事件と類似している。しかしながら、譲受人の素性や債権譲渡の目的を④事件と比較すると、本判決では債権譲渡をした夫の立場に鑑みれば、やむ得ない事

情があったものとはいえなくもなく、またその動機は災害による家屋や家財等の損害賠償請求であって、裁判を利用して不当な利益を得ようとする目的があったとは見受けられない。このことから、裁判所は、本件債権譲渡を有効とし、旧法11条の適用を否定したものと見える。

⑦-1 札幌地方裁判所平成14年7月25日(判例タイムズ1131号232頁)⁽⁶⁾

本件は、整理回収銀行であるX(現整理回収機構)が、A銀行の旧代表取締役あるいは旧取締役であったY1～Y5らに対して、AのB会社に対する融資の際に、Yらには、取締役としての善管注意義務違反や忠実義務違反等の法令定款違反行為があったとして、商法266条1項5号(平成17年改正前。現行会社法423条1項)に基づき損害賠償を求めたケースである。この中でY1とY5が、AのYらに対する損害賠償請求権をXに譲渡することは、訴訟信託にあたと主張したケースである。

【判旨】

整理回収銀行は、預金保険法附則7条によって設立された会社であり、破綻した金融機関から財産を譲り受けることができるとされている。譲り受けることができる財産が、金融債権に限定されるとは認められない。

Aは整理回収銀行に対して、訴訟とは関係なく、Yらに対する損害賠償請求権を含む資産を譲渡した事実が認められるのであって、訴訟信託であるとは認められない。

本判決は、商法275条ノ4(平成17年改正前。現行会社法386条1項)に基づき、清算法人であるAの監査役Cが、同法266条1項5号(平成17年改正前。現行会社法423条1項)に基づく、会社のYらに対する損害賠償請求権を、AとXとの間の資産買取契約により、Xに譲渡したという事情がある。損害賠償請求権をXに譲渡したAの現代表取締役の譲渡行為や、それに付随するXの一切の行為を追認したことに對して、Yらは訴訟信託に該当するなど主張しているけれども、預金保険法附則8条の協定に基づき、整理回収業務を行ったXは、破綻責任の追及として、損害賠償請求権に基づき経営陣に対する訴訟も付随的に業務内容として遂行することになるのであり、またこれらがYらにとって不利益になる行為と評価することはできないのであるから、本件債権譲渡は訴訟目的であるとはいえないと判断したのであろう。

なお、本判決で、Y 1 と Y 5 は A が譲渡できる債権は金融債権に限られると主張するけれども（サービサー法 2 条）、ここではサービサー法の適用を排除しており、X の行為を預金保険法附則 8 条の協定に基づく整理回収業務と見て判断を下したものと見える。

⑦-2 札幌高裁平成17年3月25日(LEX:28100791)

本件は、⑦-1 事件の控訴審判決である。本件で X 3 (⑦-1 事件の Y 3 である。)と X 4 (⑦-1 事件の Y 4 である。)は、A が損害賠償請求権を整理回収銀行である Y (⑦-1 事件の X。)に譲渡したのは、整理回収銀行に本件請求訴訟を遂行させることを主たる目的とするものであるから、信託法 11 条に違反し、A と整理回収銀行との間における本件請求に係る損害賠償請求権の債権譲渡契約は無効であり、Y は本件請求をすることができないと主張する。なお、X 1 ~ X 4 (X 1 は⑦-1 事件の Y 1 であり、X 2 は⑦-1 事件の Y 2 である。)は、A と Y との間の資産買取契約には、X らに対する損害賠償請求権が含まれないこと、また譲渡できるのは、金融債権に限定されていること、さらに損害賠償請求権は A 固有の権利であり、譲渡できないこと等と併せて主張する。

【判旨】

本件における X からの訴え提起以前に、A が原告となって訴えを提起した事実が認められるものの、そのことのみを捉えて、資産売却がもたら訴訟信託を目的とするものであったと認めることはできない。また、この資産売却は A 破綻後における預金者保護の一環として預金保険機構が特別資金援助をするなどして実行されたものであること、X は旧大蔵省が発令した業務改善命令に基づいて設置された与信調査委員会による調査結果および A という都市銀行が破綻したことについての国民世論に照らし、Y らに対する民事上の責任追及を相当と判断し、本件訴え提起に至ったことが認められ、こうした経緯に鑑みると、当該資産売却をして信託法 11 条に違反するものということはいできない。したがって、Y らの主張は理由がない。

本判決は、A と Y との間の資産買取契約における債権譲渡については、整理業務の一環であるとして、訴訟信託の適用を排除したものである。ここでは、本件訴訟以前に A による訴訟の提起があったことを、X らにより主張されているゆえに、新たに Y に対してなされた債権譲渡による本件訴えの提起が、訴訟目的と見られる状況を作成しているように見られる。しかしながら、⑦-1 事件の判決同様に、本判決においては、Y は預金保険法附則 8 条に基づき本件訴訟を提起したとい

う根拠や、A から Y による訴訟当事者の変更は、X らに別段不利益を生じさせるものではないし、また A や Y が不当な利益を得ようとしているわけでもない」と評価ができることを根拠に、訴訟信託の適用を否定したものと理解し得る。

⑧-1 札幌地裁平成14年9月3日判決(判例時報1801号119頁)⁽⁷⁾

本件は、経営破綻した A 銀行から債権譲渡を受けた整理回収銀行である X(現整理回収機構)が、債権回収のために、A の取締役であった Y 1～Y 7 に対し、善管注意義務、忠実義務に違反する融資が数次にわたって行われた結果、A が多額の損害を被ったと主張し、商法266条1項5号(平成17年改正前。現行会社法423条1項)に基づく損害賠償等を請求した事案である。Y 1～Y 5 は、本件債権譲渡は、譲渡と訴訟提起とが時間的に接近し、A が訴訟当事者になることを回避し、X に訴訟を行わせることを目的とするものであるから、訴訟信託に当たり、信託法11条に違反し無効であると主張する。なお、Y 1～Y 5 は、損害賠償請求権は A 固有の権利であるから譲渡をすることはできず、また当該債権自体は金融債権でないものであるから、債権譲渡はサービス法2条に違反し無効であると主張する。

【判旨】

信託法11条が訴訟信託を禁止する趣旨は、いわゆる非弁行為のように、他人の権利について訴訟行為をすることが許されない場合に、これを信託の形式を用いて回避しようとする弊害を防止することにあると解されるところ、本件債権譲渡が上記のような場合に当たるにもかかわらず行われたと認めることはできない。

本判決は、上記⑦事件と関連する内容のものである。しかし、本件は、⑦事件と異なり、Y は、訴訟信託を適用するに際して判断材料とされる時間的近接性の存在を指摘し、本件債権譲渡には訴訟信託が適用され得るとして、無効である旨を主張する。この時間的近接性について、有力説は⁽⁸⁾、訴訟信託を構成する際の判断材料とすることに、否定的もしくは懐疑的であるけれども、多数の判例学説はこれを訴訟信託と判断する際の一定の要素と見ている⁽⁹⁾。しかし、本判決では、それのみでは訴訟信託の適用を決定づけるだけの要素とはなり得ないと評価しているようである。また、本判決は A と X との間の資産買取

契約に基づく債権譲渡については、Xは預金保険法附則7条1項所定の協定銀行であり、Xの行為は同法附則8条による整理回収業務の一環した行為であるとして、訴訟信託の適用が排除され得るという構成を採るのであって、整理回収業務は非弁活動ではないと見ている。したがって、訴訟信託が予定している禁止行為は、非弁活動のような訴訟行為であって、本判決においてはそれが認められないのであるから、Yらの主張は認められないということになる。

なお、本判決の損害賠償請求権については、Aの一身専属的で譲渡が制限される債権であるとはいえないし、またサービサー法2条1項については、特定金銭の債権管理回収業を行う場合に、これを規制する法律であって、同法が規定する特定金銭債権以外の債権の譲渡についての効力を定めるものではない。また、Xは、預金保険附則7条1項所定の協定銀行として、同法附則8条に定める内容を含む協定に基づき整理回収業務を行っている銀行であると認められ、債権管理回収業に関するサービサー法に規定する法務大臣の許可を受けて債権管理回収業を営んでいる会社ではないから、同法の適用を受ける債権回収会社として、同法12条所定の業務制限を受けることはないといえる。

⑧-2 札幌高裁平成18年3月2日判決(民集62巻1号255頁)

本件は、⑧-1の控訴審である。本件においてX1～X5(⑧-1事件のY1～Y5)は、本件債権譲渡は、譲渡と訴訟提起とが時間的に近接し、Aが訴訟当事者になることを回避し、Y(⑧-1事件のX)に訴訟を行わせることを目的とするものであるから、訴訟信託に当たり、信託法11条に違反し無効であるとして、地裁において主張したのと同様の主張を行った。また、損害賠償請求権はA固有の権利であるから、そもそも譲渡をすることはできないし、本件債権譲渡はサービサー法2条に基づき無効である、との主張も同様になされた。

【判旨】

⑧-1事件と同様の判断である。

⑨-1 札幌地裁平成14年12月25日判決(LEX:28080956)⁽¹⁰⁾

本件は、経営破綻したA銀行から債権譲渡を受けた整理回収銀行X(現整理回収機構)が、Aの取締役であったY1～Y8らに対して、Yらが善管注意義務等に違反してB会社に対して融資を決裁したことにより、債権回収が不能となったことから、Aに多額の損害を被らせたとして、商法266条1項5号(平成17年改正前。現行会社法423条1項)に基づき、損害賠償等を請求した事案である。その債権譲渡につき、Y2は本件債権譲渡はAが訴訟当事者になることを回避し、Xに訴訟を行わせることを目的とするものであるから、信託法11条に違反し無効であると主張する。

【判旨】

本件債権譲渡は、預金保険上の救済金融機関である株式会社C銀行およびD信託銀行に対する資金援助(同法59条)として(CおよびDはAとの間で営業譲渡等の契約を締結している)、預金金融機関の委託に基づいてなされたものであって(預金保険法35条1項、同条2項)、Aが訴訟当事者となることを回避し、Xに訴訟を行わせることを目的としたものではないから、Y2の主張は採用することができない。

本判決は、⑦および⑧事件と関連する事件である。Y2は訴訟信託の主張のみならず、サービサー法上の回収目的となる債権は、金融債権に限られるから(サービサー法2条)、損害賠償債権は含まれないとして、債権譲渡の無効をも主張する。しかし、Xは預金保険法附則7条1項の協定銀行として、同法8条所定の内容を含む協定に基づき整理回収業務を行っている銀行であり、サービサー法12条所定の業務制限を受けることはないから、Y2の主張は採用できないと判断されている。すなわち、⑧-1と同様に、サービサー法に基づく法務大臣の許可を受けて債権管理回収業務を営んでいる会社ではないことを根拠に、預金保険法附則7条1項の協定銀行として、Xは債権を譲り受けたのであり、同法8条に基づいて整理回収を行うものと見ている。したがって、Xの整理回収業務により、Y2は不利益を被るとは見られないのであるから、Xの行為は正当な業務行為として、債権譲渡は有効であり、また訴訟目的の債権譲渡であるとはいえないと評価できる。

⑨-2 札幌高裁平成17年3月25日(判例タイムズ1261号258頁)

本件は、⑨-1の控訴審である。控訴人らの中の一人であるX2(地裁で訴訟信託を主張した者とは異なる人物。⑨-1事件のY4。以下ではX2と記す。)は、本件の債権譲渡につき、本件債権譲渡はAが訴訟当事者になることを回避し、Y(⑨-1事件のX。)に訴訟を行わせることを目的とするものであるから、訴訟信託にあたり、信託法11条に違反し無効であると主張して、地裁でのY2が主張したものと同一主張を繰り返した。なお、X2は、金融機関が譲渡できる債権は、金融債権に限られると指摘し(サービサー法2条)、X2に対する損害賠償請求権は金融債権ではないゆえに、AのYに対する債権譲渡は無効であるとも主張する。

【判旨】

X2が本件債権譲渡の有効性について主張するその余の部分についての当裁判所の判断は、いずれも、原判決中の判断のとおりであるから、これを引用する。

本判決は、原判決を支持しており、AのYに対する債権譲渡に基づく本件訴訟は、預金保険法附則8条に基づく整理回収業務の一環として、是認し得るものであると判断している。

⑩-1 横浜地裁小田原支部平成18年12月15日判決(金融・商事判例1326号47頁)⁽¹¹⁾

本件は、貸金業者X(第1事件では原告であり、第2事件は被告である。)が、訴外A会社の代表取締役Bが設立した財団法人Y2(第1事件では被告であり、第2事件は原告である。後にBが理事長となる。)に対して、Xが所持する複数の約束手形に手形行為をしたことによる約束手形金の支払を求めたのに対して(第1事件)、同約束手形の振出人であるAからXに対する過払金(およそ2億1000万円)の不当利得返還請求権を譲り受けたとして、Y1会社(第2事件被告。Aに対しておよそ3億3000万円の債権を持つ。代表取締役はCであり、CはY2の理事でもある。)がXに対して、その返還を求めるとともに、Y2がXに対して、AがXに借入金の担保として譲渡した墓地使用権が利息の過払いにより、Xに帰属しないことの確認を求めた事案である(第2事件)。この第2事件で、AはXに対して貸金の返済で支払った利息制限法を超過して支払ったことで発生した過払金返還請求権を、Y1に譲渡しているが(AはY1に対して3億円以上の貸金債務がある)、これについてXは、Y1とAとの間の債務確認および債権譲渡契約書の第3項で、「Y1はY1の負担において、第三債務者(X)に対し、過払金返還請求訴訟を提起することとし、第三債務者から過払金の回収ができた場合には、訴訟費用、弁護士費用等実費負担部分を控除した残額を第1項(AはY1に対して借入金債務等が

あることを確認し、その債務額をもって準消費貸借契約を締結する、という内容である)の債務の弁済に充当する。」と規定していることから、債権譲渡の実質が訴訟を主たる目的とした訴訟信託であることは明らかであると主張した。

【判旨】

本件債権譲渡は、A に対して貸金債権を有する Y 1 が、弁護士 B から、A には X に対する過払金返還請求権があるという話を聞き、B のアドバイスに従って、A に対する貸金債権の回収を目的としてなされたことが明らかであり、その法的性質は譲渡担保と評価することができる。信託法 11 条は、私人が信託形式に名をかりて、他人間の紛争に介入し、司法機関を利用しつつ不当な利益を追求することを禁止し、また、専門的能力を欠く受託者により委託者の利益が害されることがないようにすることを目的とするのであって、Y 1 の利益のために債務者の権利を債権者に帰属させることを目的とした本件債権譲渡にはおよそ適用されないと解すべきである。X の主張は、上記契約書中に Y 1 が X に対して過払金返還請求訴訟を提起する旨の記載があることを殊更に強調するものであり、とうてい採用しがたい。

本判決は、本件債権譲渡につき、債権回収を目的としてなされた譲渡担保であると性質決定し、訴訟信託には該当しないと結論づける。この譲渡担保は、債権を譲渡する形式で設定されたものであるけれども、本判決では、A が Y 1 に対して利益を帰属させる目的で債権を譲渡していたことを根拠に、A を譲渡担保権設定者、Y 1 を譲渡担保権者と構成しているようである。しかしながら、そもそも本件債権譲渡が譲渡担保の設定を目的としてなされたものというのであれば、X に対してなされたとされる本件債権譲渡の通知・承諾については、やや問題があろう。なぜなら、債権を目的とする譲渡担保では、第三債務者等との関係から、譲渡担保権を設定した旨の通知・承諾を要するとされているのであり、それらが認められない場合では、虚偽表示等の問題が生じ得るといえるからである⁽¹²⁾。

他方で、本判決における訴訟信託の判断については、Y 1 と A との間の債務確認および債権譲渡契約書の第 3 項を前提として、債権譲渡がなされたという事情があったとしても、それを Y 1 による紛争介入とは見ていないようである。これは、債務確認および債権譲渡契約書

の第1項が、AのY1に対する債務の確認であり、第2項はAのXに対して有する債権をY1に譲渡することを定め、続けて上記第3項という順序で規定されており、そのような配列や内容からすれば、AのY1に対する本件債権譲渡の目的は、訴訟目的ではなく、Y1の債権回収にあったと見るのが自然であるかもしれない。また、本件債権譲渡によって、以後Aは当該債権やY1との関係から、利益を享受する地位にあるとはいえず、これによりY1が不当な利益を得ようとしているとは認めがたい。これらを根拠として、本件債権譲渡については、旧法11条の適用を否定したものとイえる。

⑩-2 東京高裁平成19年4月25日判決(金融・商事判例1326号41頁)

本件は、⑩-1の控訴審である。本件でAとY1は、本件債権譲渡について、Y1が自己の負担で控訴人に対し過払金返還請求訴訟を提起し、過払金の回収ができた場合には、訴訟費用、弁護士費用等実費負担を控除した残額を、AのY1に対する債務の返済に充当する旨約定している。したがって、Xは、本件債権譲渡を訴訟行為をさせることを主たる目的とした信託、すなわち取立委任であるから、信託法11条により無効であると主張した。

【判旨】

本件債権譲渡は、Y1が、一般債権者の本件過払金返還請求権に対する追及を排除した上で、同債権により自己の債権を独占的に満足させる旨企図したものと認められ、Xに対して過払金返還請求訴訟を提起し、その回収金により、弁護士費用等の費用を賄った上、残余をすべてY1の債権に充当させようとするものである。したがって、本件債権譲渡は、本件過払金返還請求権の取立を委任するため、信託的にY1に対し同請求権を移転したというようなものでなく、Y1の債権の満足を図る担保として、Y1に対し確定的に譲渡したものとすべきであり、回収金による弁済充当額がその対価ということになる。

本判決は、第1審と同様に、訴訟信託の適用を否定する判断であるけれども、ここでは新たに、Xは、本件債権譲渡をAのY1に対する取立の委任であると主張する。しかしながら、本件債権譲渡自体が、そもそもY1にとって対価となる債権回収を目的としてなされたもの

であるのみならず、債権譲渡後 A は Y 1 と利益を享有する関係にあるとは見られない。また、Y 1 と A との間には取立を目的とする委任関係があるとは看取できないのであって、訴訟を目的としてなされた債権譲渡とは評価できないことから、X の主張を斥けたといえる。なお、第 1 審では、本件債権譲渡について、旧商法 260 条 2 項(現行会社法 362 条 4 項 1 号)には違反せず、それを有効な行為と判断するのに対して、本判決では本件過払金返還請求権は、「重要な財産」に当たるのであるから、その譲渡には取締役会の承認決議が必要であるとして、本件債権譲渡は無効であると判断している。

① 東京地裁平成 22 年 2 月 10 日判決(LEX:25441851)⁽¹³⁾

本件は、訴外 A(複数の原権利者である。信託の清算段階で半数が連絡を取れない状態となる)と訴外 B(韓国の著作権信託管理等事業者である。本件では、A との契約においては受託者であり、以下の X との契約では受益者となる)、および訴外 B と原告 X(日本の著作権管理等事業者)との著作権信託譲渡信託契約に基づき(なお、B の解散の場合に、X による A に対する著作権使用料等の直接分配を A が要望していたという事情がある)、X が楽曲などの管理をしていたところ、通信カラオケ事業者である Y の当該楽曲の不正利用に対して、X が著作権侵害に基づき損害賠償等の請求をしたのであるが、B の解散に伴い、X との著作権信託譲渡契約が有効に解約されたことから、法定信託に伴う X への著作権侵害に基づく損害賠償請求権の帰属および行使の可否が争われた事案である。この中で、Y は、X による訴訟行為を訴訟信託であると主張するけれども、X は損害賠償請求権を行使するための訴訟行為は、旧法 11 条の訴訟信託に該当せず、また裁判所に提出した確認書においても、訴訟行為の追行が認められていることを主張する。

【判旨】

上記の損害賠償の処理については、従前、B と X との間の契約に基づき、受託者となる X は、本件訴訟を提起し、訴訟追行をしてきており、いまだ損害金の現実の回収・分配が完了したものではないから、原則的には、現実の回収及び分配が完了するまで清算事務が継続すると解する。しかしながら、帰属権利者において、早期に信託財産の返還を受け、その管理利用のあり方について改めて検討できる機会を付与されることが、帰属権利者の利益の観点から相当な場合、帰属権利者に対して残余の信託財産(損害賠償請求権)を移転すれば足り、それにより清算事務は完了すると解するのが相当である。

したがって、本件では帰属権利者がXに対して、信託の清算事務として、損害賠償請求権の行使および訴訟の追行を認める意思表示をしている場合に限り、Xに損害賠償請求権が帰属し、これを行使できると判断する。

本判決は、いわゆる再信託を形成しているように見受けられるのであり(旧法26条1項)、また実質的な受託者の交代があったとも見られるのであるから、そもそも信託の有効性が指摘され得るケースである。なぜなら、裁判所に認められたXの確認書において、原信託の委託者兼受益者であるAの再信託の承認があったものと看取できるからである。そして、本判決には、外国における著作権管理という特殊な事情もあるから、再信託が有効であると認めることには問題はなからう⁽¹⁴⁾。なお、本判決では再信託については触れていない。

他方で、信託の終了事由が発生したことに伴い、法定信託の帰属権利者については、信託行為において定められている場合は、その指定された者が帰属権利者になるけれども(旧法62条)、本判決では当初の信託受益者であるAのみを信託行為において指定された帰属権利者であると見ている。法定信託では、この帰属権利者に対して、残余財産を移転することが目的になることから、本判決ではその目的達成のために必要な損害賠償請求権に基づく訴訟行為の追行の可否が問題とされる。この問題に対して本判決では、BはAにとって受託者の地位にあること、および侵害された著作権はAに帰属していることを指摘し、Aの訴訟行為の追行の意思表示がなされることを要すると判断する。すなわち、これを受けて、当初受託者であるBによってなされる訴訟追行の意思表示には法的な意味がないことから(確認書に訴訟行為追行の意思を表示していた)、Aによる訴訟追行の意思の表示がない限りは、Xに損害賠償請求権の帰属および行使を認めることはできないとして、この場合は損害賠償請求権を帰属権利者Aに移転すれば足りるとするのである。もっとも、本件法定信託については、信託終了後は清算段階の事務が行われるとして、結局従前の信託関係が存続する

ことになる構成していることから、復帰信託とは見ていないようである。

受託者 X による信託の清算事務に伴う訴訟行為の追行については、債権の取立行為による訴訟の提起や追行は、通常清算事務の範囲に属することから、本判決がなぜ A による訴訟追行の意思表示の存在を必要とするのかや、A の意思に関係なく、著作権の返還と同時に損害賠償請求権も返還されたという構成もなし得るのではないかと、という疑問が生じる場所であり、本判決は A および B の状況などを殊更重視した判断であると評価せざるを得ない。

法定信託は、整理や終了を予定するものとされており、積極的な信託の管理を行うことは認められていないけれども、本判決では、帰属権利者の事情により、訴訟の追行は A の意思表示があれば限定的に許されると判断したものである。したがって、再信託が法定信託に移行した場合の受託者による訴訟行為については、原信託の受益者による訴訟行為の追行の意思表示があれば、受託者の清算事務の一環として、その追行は認められるといえるのであり、そうであるならば旧法11条には該当しないと判断したものと評価できるのである。

⑫ 東京地裁平成22年9月30日(LEX:25442684)⁽¹⁵⁾

本件は、著作権者である被告 Y 会社から、脱退原告 X 1 が本件著作物の日本以外の国における独占的利用権の許諾(本件契約)を受けたけれども、Y が日本以外の国において第三者に対して、本件著作物等の利用許諾を与えたことから、Y の行為は許諾契約に違反するものとして、X 1 が Y に対し、上記契約の不履行に基づく損害賠償義務ないし上記第三者から得た許諾料につき不当利得返還義務があるとし、これを譲り受けた訴訟参加人である X 2 会社が、Y に対して請求した事案である。この中で、Y は以下のような抗弁をした。すなわち、X 1 が X 2 に対して損害賠償請求権を譲渡した旨の通知が Y に到達したことは認められるが、X 2 の代表取締役である訴外 A が、雑誌の取材において、X 1 は本件契約上のすべての権利を X 1 の息子である訴外 B に譲渡したと回答しているから、X 2 は無権利者である X 1 から本件契約上の権利を譲り受けたことになる主張する。また、本件債権譲渡は、X 1 がタイ国の刑事罰の適用を潜脱し、

本件訴訟で得た利益の取戻しを困難ならしめるという、社会的に不当な利益を追求するために、X 2を設立し、本件訴訟の遂行を参加人に信託的に承継させ、X 2の名義で本件訴訟を行わせるという形で、裁判制度を利用するためになされたことは明白である。したがって、本件債権譲渡について、X 1とX 2との間に譲渡対価の定めがなく、その一方で本件訴訟において、X 2が勝訴して得た訴訟上の利益を分配する旨の約定が存在することからすれば、本件債権譲渡は、X 1を委託者とし、X 2を受託者兼受益者およびBを受益者とする信託であり、訴訟信託の典型例であるといえ、信託法10条および弁護士法73条に違反し無効であると主張する。

【判旨】

本件債権譲渡がされるまでの経緯、すなわち、タイ国の最高裁判決が出されて数か月後に、日本においてX 2が設立され、同判決により、X 1による権利主張等が禁止された本件独占の利用権や、本件契約に基づく損害賠償請求権等が、X 1からX 2に譲渡され、譲渡後直ちにX 2が被参加事件に独立当事者参加していることなどからすると、本件債権譲渡が行われた背景に、タイ国最高裁判決によって不利益をできるだけ避けようとするX 1の意図が存在することが伺われる。しかしながら、タイ国最高裁判決における本件契約の成否に関する判断が、我が国における確定判決および当裁判所の認定と相反するものであり、当裁判所における認定に従えば、X 1がYに対して本件損害賠償権等を行行使することは、何ら違法となるものでなく、かかる権利がX 2に譲渡されることが、公序に反するものとは認め難い。また、X 2からX 1に対価が支払われていないと認められるものの、X 2およびX 1は本件債権譲渡の対価について、本件独占の利用権に基づく事業全体の収益ないし将来性が不明であることを考慮し、X 2の事業が収益を上げることができたとき、そこから合理的割合の金額を支払う旨合意していることは、X 1とYとの長年のタイや中国における紛争などの事情に鑑みると、特段不自然ではない。したがって、本件債権譲渡はX 1とX 2との間の虚偽の意思表示とは認められず、X 2が他人の権利を譲り受けて訴訟その他の手段によってその権利を実現することを業とする者であるとも認められないから、本件債権譲渡は、信託法10条および弁護士法73条に違反するものではない。

本判決は、そもそも裁判の管轄の問題もあろうが、タイ国の最高裁判決により、本件契約書は偽造されたものであるから、認められないと判断されたものであるけれども（なお、中国においても広州市中級人民法院において、タイ国最高裁と同趣旨の判決が下っており、X 1は上告中である。）、わが国においては本件契約の成立および効力については、準拠法に基づき、有効であると判断している。

本件債権譲渡については、タイ国の最高裁判決に従えば、本件契約は成立していないことになるのであるから、損害賠償請求権はそもそも存在しないことになる。このため、タイ国の最高裁判決の数か月後にX 2が設立され、タイ国の判決で権利主張等が禁止された損害賠償請求権等がX 2に譲渡されたこと、その譲渡において対価が支払われていないこと、その直後被参加事件に独立当事者参加していること等の事情を勘案すると、X 1の行為はタイ国の最高裁判決の回避とも言えなくもない。すなわち、X 1は、X 1の友人が代表取締役、息子を取締役とするX 2を設立し、X 2に対して債権譲渡等を行い、訴訟参加をさせるという形で、日本において訴訟を提起したと見るのが自然であろう。こうした債権取立てを含む訴訟参加という形での訴訟は、必然的に信託法10条の適否が問題となるわけであるけれども、そこには争いが国を跨いだという事情も考慮されることになる。本件債権譲渡の部分についてのみいえば、裁判所はX 2が「業」とする者でないことを理由に訴訟信託を認めていないけれども、上の事情を踏まえるならば、訴訟信託に該当する可能性のある事案であるといえよう。

本判決では、X 1とYとの間の他国における紛争は、解決に見通しが立たない状況で、X 1がX 2に対して、独占的利用権や債権の譲渡等を行ったこと、および本件債権譲渡の対価につき今後の事業の収益をその対価にあてると見たことは、X 2にとって今後の事業を遂行する上で必要なことであるから、問題ではないとする。しかしながら、X 2の独占的利用権の行使による将来の事業の展開を考慮し、裁判所は早期の解決を図ったものと理解し得るのであるけれども、X 1から事業を引き継ぐ地位にあり、加えて訴訟参加目的に設立されたX 2に対する、将来の事業を重視した判断が妥当であったのか等、疑問が残る判決であると思われる。

⑬ 東京地裁平成25年8月27日判決(判例タイムズ1417号232頁)

本件は、第1事件、第2事件本訴及び第2事件反訴が併合された事案である。第1事件は、Yは弁護士である訴外Aとの間で訴訟委任契約を締結し、報酬として7500万円を支払う旨の合意をしたところ、Aがその報酬金額の内、1000万円を2回に分けてXに対して債権の譲渡をし、XがYに対してこの債権譲渡の通知を行った事実などから、Yに対して1000万円および遅延損害金を請求した事案である。第2事件は、YとAとの間でなされた報酬合意は、Yの錯誤あるいは公序良俗違反であるとして(Aに対して既払いの報酬2000万円がある)、上記1000万円を控除した4500万円の報酬支払債務は存在しないことの確認を求めた事案である。第2事件反訴は、Yによる第2事件本訴の訴訟提起は裁判制度の趣旨に照らし著しく相当性を欠く違法行為であると主張し、Aが支出を余儀なくされた弁護士費用相当額等を求めたケースである。そして、第1事件の中で、Yは、弁護士職務基本規程26条(「弁護士は、依頼者との信頼関係を保持し紛議が生じないように努め、紛議が生じたときは、所属弁護士会の紛議調停で解決に努める。」)を根拠に、AはYとの間の本件報酬合意に関する紛議を所属弁護士会の紛議調停で解決する義務があったにもかかわらず、これをせず、本件報酬合意に基づく報酬債権をXに譲渡したことは、信託法10条に違反して無効であり、またXはAによって設立された公益財団法人であり、Aが代表を務め、主たる事務所がAの事務所と同一であった、第1事件のXの訴訟代理人を務めるのはAの事務所に所属する弁護士であることを踏まえると、実質的にはAに代わって訴訟に関与しているに過ぎない等と主張した。

【判旨】

弁護士職務基本規程26条は、「紛議が生じたときは、所属弁護士会の紛議調停で解決に努める。」と規定しているにすぎず、紛議調停を法的に義務付けたものではないから、この規定を根拠として本件債権譲渡が訴訟行為をさせることを主たる目的とする訴訟信託であると認めることはできない。また、XがAによって設立され、Aが代表を務め、Xの訴訟代理人がAの法律事務所に所属する弁護士であるという事実から直ちに本件債権譲渡が訴訟信託であると推認することはできない。したがって、本件債権譲渡は、訴訟行為をさせることを主たる目的とした訴訟信託であるとのYの主張は、採用できない。

本判決は、Aは依頼者であるYとの間で、紛争が生じた場合、弁護士職務基本規程26条に基づく弁護士会の調停による解決という取交しがなされていたところ、これを避ける目的で、AはXに債権譲渡をしたと、Yは主張をするのであるけれども、裁判所が説示するように、同法26条は努力義務規定であり、また本件では紛議調停を申し出ない

ことで第三者にも損害を及ぼしているわけでもないから、これを怠ったからといって調停回避を目的としたものとはいえない。また、確かにXは、Aが代表を務める公益財団法人であるけれども、AのXに対する債権譲渡は、報酬の一部という性格があり、このため同法人を利用し訴訟を提起するために債権譲渡をしたとは認め難いし、また不当に利益を取得しようとするような事情も見られないことから、信託法10条の適用を否定したものと見える。なお、Yは本判決のもととなった事件で、Aとの間で訴訟委任契約を締結し、その訴訟において第1審ではY側の主張は棄却され、第2審へ控訴したものの、その後自己に不利な内容での和解という結果になったことから、Aに対する信頼が失墜し(あるいは恨みを持ったのかもしれない)、報酬支払債務の履行そのものを拒絶する目的で、こうした法的手段に出たものと見受けられる。

⑭ 東京地裁平成26年6月26日判決(LEX:25520219)

本件は、訴外AはYに対して600万円、その約2年後に500万円、またその1か月後に500万円と、3回にわたり金銭を貸し、この合計額の内1200万円については、AとYとの間で消費貸借を目的とする準消費貸借契約を締結し、その後Aは、この準消費貸借に基づく債権をX会社に譲渡したことから、この準消費貸借契約の成否ならびに債権譲渡の有効性が争われたケースである。この中で、Yは、本件債権譲渡はXが報酬を得ることを目的としているのであれば、弁護士法72条により無効であり、報酬を得る目的としていないとしても、信託法10条の訴訟信託に該当し無効であると主張した。

【判旨】

本件債権譲渡については、弁護士法72条に当たる事情は見当たらないし、信託行為がされた場合にも当たらないから、信託法10条に違反するものではない。

本判決は、既存の金銭消費貸借契約において生じた債権につき、当該債権の1200万円分について準消費貸借契約を締結し、その後当該契約により生じた本件債権がXに譲渡されたという背景がある。そして、そこにはAがXに対して債権回収を目的として本件債権譲渡を

行ったという Y の主張のほかに、X の会社名(会社名から、おそらく不動産関連会社と認められる)からは、A からの本件債権譲渡と事業内容との関係性が結び付き難いという事情も指摘できる。しかしながら、準消費貸借契約において、Y は自己の不動産を売却し債務に充てることを定められていたことに鑑みれば、X は債権者として Y の不動産による代物弁済を受ける予定であったと推認し得ることから、この点を裁判所は重視したものと思われる。

⑮ 東京地裁平成28年7月15日(LEX:25536570)

本件は、会社である訴外 A(株主 C)と亡 B との間で締結された金銭消費貸借において発生した A が B に有する債権を、X が譲り受け、B の相続人である Y に対して、貸金、利息等の支払を求めた事案である。この中で、Y は、A と X との間の債権譲渡について、債権の存否に付き争いのある債権を譲り受けるというのは明らかに不合理な行動であり、また債権譲渡の金額は、回収分の半分とのことであり、譲渡の対価が成功報酬の実質を有していることは明らかである。これらの事情によれば、本件債権譲渡には実体がなく、X に訴訟行為をさせることを目的としてなされたものであるしか考えられず、信託法10条に違反して無効であると主張する。

【判旨】

種々の理由により、債権を回収することができることが必ずしも確実ではないことに照らして、債権額を減額した金額を譲渡代金額として債権を第三者に譲渡することは、一般的に行われることであるといえる。また、本件では、A において Y に対する訴え提起の方向性が決定した後に、X との間で本件債権譲渡契約が締結されているけれども、これは、A が事実上休眠状態になったことにより、A による訴え提起が困難になったことによるものであると推認される。さらに、債権譲渡を受けた X が、回収手段として Y に対する訴えを提起するか否かは、X の自由意思に委ねられているといえるのであって、X が A との関係で、Y に対する訴え提起を強制されるものではないこと等の事情にも照らすと、X に訴訟行為をさせることを主たる目的として本件債権譲渡契約が締結されたものであるとは認められず、本件債権譲渡が信託法10条に反するとの Y の主張は、採用することはできない。

本判決で、Y は、B が金銭消費貸借に基づき金銭を受け取った事実や、その動機や理由もないと主張するけれども、B が2回に分け A を

通してCから金銭を借り入れ、借り入れた当日あるいは翌日に、借り入れた金額と同額を友人Fに貸しているという事実が認められる。また、Bの知人であるCは、Aは休眠の状態であり、裁判費用をかけてまで金銭を回収することもないと考えていたところ、相続人YがB所有の建物を売却する予定であることを知り、そこで回収を考えるようになったようである。そして、この回収された金銭の半額を、本件債権譲渡の代金としてAを通してCがXに対して支払うという流れになったわけである。しかし、回収金額を債権譲渡の対価に充てるといようなことは、判旨で説かれているように、一般的に行われているところであり、これを訴訟を主な目的とした信託と見ることはできない。

なお、裁判所は、訴訟信託における受託者は、委託者との関係で、訴訟の提起が強制されるものであると理解しているけれども、むしろこれまでの判例では受託者は自らの意思で訴訟を提起しているものが多く、反対に強制性があったと見受けられるものはほとんどないといえ、少なくとも訴えの提起の強制を訴訟信託の適否の判断材料とすることには、やや疑問がある。

⑩ 東京地裁平成28年11月25日判決(LEX:25538162)

本件は、XがYらから本件土地を購入したところ、土壤にヒ素が発見されたために、XがYらに対して瑕疵担保特約に基づき、賠償金などを請求した事案である。本件で、YらはXには損害が無く、またXから本件土地を買い受け、土壤汚染対策費用を支出したとされる原告補助参加人Aのために本訴を提起したものであり、その実態は信託法10条が禁止する訴訟信託に当たり、本訴は却下されなければならないと主張した。

【判旨】

Aは、土壤汚染対策として改良工事を行った建設会社であるBに代金を支払い、瑕疵担保の合意に基づき同額を支払うようXに請求している。そうすると、本件土地に瑕疵があり、かつ、その除去等に要する費用額が相当である限り、Xは、Aとの間の瑕疵担保の合意に基づき、Aに対して、賠償義務を負うことになるから、そのような状況下で、Xが瑕疵担保条項に基づき、Yらに対し、Aから請求されている賠償額と同額の

賠償請求をすることは、自らの損害賠償請求権に他ならない。よって、Xによる本件の訴訟が、Aの損害の回復を目的とした訴訟信託に当たるというYらの主張は理由がない。

本判決では、XがYに対して損害賠償の請求をしているけれども、その実質はAの損害賠償の請求であると見ている。したがって、ここに訴訟信託の典型とされる債権譲渡の形が現れるのであるけれども、この損害賠償請求権は、XのYらに対する瑕疵担保特約に基づいた正当な損害賠償請求権であり、賠償額についても不当な額ではないと見受けられるから、信託法10条の適用を排除することは、妥当な判断であるといえる。

⑰ 東京地裁平成29年11月16日判決(LEX:25550345)

本件は、第1事件および第2事件が併合された事案である。第1事件は、以下の通りである。すなわち、Xが隣地(本件土地)の所有者であるYらに対して、1回目の崩落、2回目の崩落に伴うXの土地への土砂の流入およびX所有の本件建物の損傷を理由として、Y1に対して損害賠償請求、Y2に対しては妨害予防請求を求めた事案である(本件では、本件訴訟提起後、Y1からY2に対して本件土地の所有権が移転されていることから、第1回および第2回目の崩落時の本件土地の所有者はY2である)。第2事件は、Y1により第1回目の崩落後に工事を行った業者である参加人が、Y1に対して崩落に基づく損害賠償債務の不存在の確認を求めて独立当事者参加した事案である。この第1事件において、Y1は第1回および第2回目の崩落時では、本件建物は、これ以前に共同相続によってXが4分の3、Xの兄弟である訴外Aは4分の1という割合の共有状態であり(Aの父はXの養父であり、母はXの実母である)、その後訴訟提起後に崩落により生じた損害賠償請求権をAがXに対して10万円で売却した事情があることから、これは実質的な対価の支払がされたとはうかがわれず(10万円は安価に過ぎる)、Xが単独で損害賠償請求訴訟を遂行できるようにすることを目的として行われたものと指摘し、そのような債権譲渡は信託法11条の訴訟信託に当たるとともに、弁護士代理の原則に反するものであるから、債権譲渡で取得した部分に係る訴えは、Xに当事者適格が認められないとして却下を求めた。

【判旨】

本件建物について、Aが4分の1の共有部分を有していたことは認められるから、崩落により取得した損害賠償請求権もこの割合で取得したものと認められる。また、Aは本件建物の4分の1および取得した損害賠償請求権の4分の1相当額を10万円で売却

したこと、加えてこの債権譲渡について債務者である Y 1 に対して確定日付ある通知がなされていることが認められる。そして、X と A との関係や A が本件建物とは別の場所で生活していること、本件建物が係争状態になっていることに照らせば、A は関係していない本件建物をめぐる紛争に巻き込まれるのを回避するなどの目的で、安価に本件建物の持分および損害賠償請求権を X に譲渡することは十分考えられるから、Y 1 が主張するような目的で行われた行為であり、信託法 11 条および弁護士法代理の原則に反するようなものであったとまではいえない。

本判決は、訴訟信託を否定したケースである。すなわち、裁判所は訴訟信託を否定するにあたり、A と X との関係性や、A の境遇を考慮する一方で、A の持分および損害賠償請求権の譲渡による対価が安価に過ぎることについては問題としていないようである。言い換えれば、A と X は兄弟であり、加えて A が本件建物とは別の場所で生活をしており、本件係争に関わりたくないことから、債権譲渡を行ったという理由を、本判決では訴訟信託にあたらないとする重要な要素と見ているようである。

⑱ 東京地裁平成 30 年 3 月 15 日判決 (LEX: 25552637)

本件は、X 会社、訴外 A 会社、両社の代表役員 B、および X の業務執行役員 C が、Y が業務執行役員を務める本件破産会社との間で、営業者を本件破産会社とする本件ファンドに係る匿名組合契約を締結し、X は 2000 万円、A は 3000 万円、B は 2000 万円、C は 1000 万円を出資した。しかし、Y が着実に利益を上げられるとの虚偽の説明をして出資させたこと、また虚偽の実績データを作成し、これが投資勧誘に用いられていたことを知っていたにもかかわらず、実際に一方的に損失が出ているのにそれを告知すべき義務を怠ったこと等を指摘し、X はこれら行為は不法行為にあたりと主張した。すなわち、X が A から本件ファンドに対する出資持分全部の譲渡を受けてその地位を承継し、B と C からは不法行為に基づく損害賠償請求権の贈与を受けて、Y に対して損害賠償を請求した事案である。その中で、Y は、B と C の X に対する債権譲渡は信託法 10 条の訴訟信託であると主張した。

【判旨】

Y は、本件債権譲渡が信託法 10 条の禁ずるいわゆる訴訟信託であって無効であるという趣旨の主張をするが、Y が引用する B および C の証言は、訴訟対応や損金処理のために便宜であるので、両者の各債権を確定的に X に贈与したという趣旨を述べたも

のであることが明らかであるから、Yの主張は採用することができない。

本判決は、Yによる着実に利益を上げているかのような虚偽の説明により、ほぼ毎月損失が出ている本件ファンドに対して、Xらに出資をさせたことが認定されている。本判決では、この不法行為に基づくXの損害賠償請求額が、XがAから得た出資持分による損害賠償額と、BとCから贈与を受けた損害賠償請求権の額との合計額であることを指摘していることから、これを債権譲渡を正当化するための主な理由と見ていると指摘することができる。

⑲ 大阪地裁平成30年7月20日判決(交通事故民事裁判例集51巻4号903頁)

本件は、X1が運転する普通乗用自動車に、Y1会社が所有し、Y2が運転する事業用大型貨物自動車を追突した交通事故に関する事件である。第1事件は、X1がY2に対して民法709条に基づき、Y1に対しては同法715条1項本文または人的損害につき自動車損害賠償補償法3条本文に基づき、連帯して、損害賠償等を求めるとともに、X1との間で自動車保険契約を締結していたX2保険会社が、同保険契約に基づき、X1の車の代車費用を支払ったことにより、X1のY2およびY1に対する同額の損害賠償委請求権を代位取得したとして、Y1Y2に対して同額等の支払を求めたケースである。第2事件は、Y1がXに対し、民法709条に基づき、損害賠償等を請求するとともに、Y2との間で自動車保険契約を締結していたX3保険会社が、同保険契約に基づき、Y2の車の車両損害を支払ったことにより、Y1のX1に対する同額の損害賠償請求権を代位取得したとして、X1に対して同額等の支払を求めた事案である。この中で、X1の普通乗用自動車には、所有権留保が付されており、所有者名義人が訴外A、使用者名義がX1であり、本件事故により発生するX1の車の評価損に関する損害賠償請求権譲渡に関する合意書を取り交わし、AはY2に対する損害賠償請求権をX1に譲渡したところ、Yらは本件債権譲渡はAのコントロール下で、X1がAに代わり本件訴訟の訴訟行為をすることを主たる目的としたものとするから、信託法10条が禁止する訴訟信託に当たり、無効であると主張した。

【判旨】

X1は、X1の車の使用利益を有し、自動車ローンの支払が終われば車の所有権も取得すること等に鑑みると、Aによる債権譲渡が、X1に本件訴訟を進行させることを主たる目的として行われた訴訟信託に当たるとはいえないから、本件債権譲渡が信託法10条に反するとは解されず、そうすると、本件債権譲渡により、X1の車に係る評価損は

明示的にX 1が有することで合意され、Y 2 Y 1が同評価損をAからも二重に請求されるリスクを負うことはないから、X 1は、X 1の車に係る評価損をY 2およびY 1に対して請求できると認めるのが相当である。

本判決では、所有権留保によって、X 1には自動車の使用利益があり、代金完済後は所有権を取得する予定であった、ということがいえるのであるから、これを根拠として信託法10条の適用を否定したものと見える。また、X 1は所有権留保の制限により、自動車の将来の所有者となる可能性が大きいことから、評価損の影響も大きいものといえ、この点も判断要素となっているものと見られる。

⑩ 東京地裁平成30年8月10日判決(LEX:25557005)

本件は、シンガポール共和国法人である訴外Aが、Y 1ほか1名の連帯保証の下で行った、Y 2会社に対する2回に分けた貸付けであり、XはAからこれら貸付債権の譲渡を受けた旨を主張し、Yらに対して消費貸借契約および連帯保証契約に基づき、貸し付けた金員を支払うよう求めた事案である。この中でYらは、本件債権譲渡は、Aが自ら原告となって本訴を提起し、追行することを回避するために、訴訟の帰趨に伴う実質的な計算関係をAに帰属させつつ、Aの親会社で取締役会議長兼CEOやAの取締役を務める訴外Bの部下であり、Aの社員である訴外C弁護士に命じて、単に対外原告の名義で訴訟を提起、追行する手段として行われたものであり、これは訴訟信託にほかならないと主張する。そして、以下の事情に照らして明らかである旨主張する。すなわち、1)本件債権譲渡は回収可能性の低い明らかな不良債権であったにもかかわらず、債権譲渡代金額が異常に高額であり、このことはB自身も認めている。2)本件債権譲渡においては、譲渡人であるAの瑕疵担保責任が免除されている。3)本件債権譲渡の代金の支払について十分な証拠が提出されておらず、仮装等の疑いがある。4)X本人に本訴についての当事者意識が認められない。5)本訴の被告から殊更D弁護士(Y 1と共同で法律事務所を開設したものの、当該法律事務所の担当部署の経営に困窮していたため、Yらの主張では貸付の貸付金の一部がDに貸し付けられ、残りは直ちにAに返金したと主張する。DはY 1とともに連帯保証人の1人でもある。)が除外されている。6)Xは、原告本人尋問を申請せず、Bの証人尋問を事実上拒否している。7)実質的な本訴の依頼者がAないしBであることが強く疑われる。以上に加えて、Aは自ら本訴を提起すると、監査法人から約70万ドルの本権譲受債権について貸倒引当金を計上するよう指導され、決算書上の欠損が生じるため、これを回避するという不正な経理処理を目的として本件債権譲渡による訴訟信託を行ったものであり、訴訟信託を認める合理

的必要性があるものとは認められず無効である、と主張する。

【判旨】

Xは、本件債権譲渡後、その代金全額をAに送金しており、自らの計算で本件譲受債権を取得し、これに基づき本訴を提起しているものと伺われる。また、Xは、Aの子会社の独立の取締役を務めていた者であり、従前からAと密接な関係にあったものであるから、不利な条件で本件譲受債権の譲渡を受けることがおよそあり得ないなどとはいえない。Xは、本件債権譲渡が訴訟信託でないことについて主張立証責任を負担していないのであるから、この点について積極的に主張立証しないからといって、このことから直ちに本件債権譲渡が訴訟信託であった旨推認することはできない。したがって、本件債権譲渡が訴訟信託により行われたなどと認めることはできず、これが信託法10条に違反し、無効であるなどと認めることもできない。

本判決は、Dが法律事務所の開設費用や不動産の購入等により困窮していたため、Y1がAとの消費貸借契約を締結し、その金銭の多くをDの意向に従い、法律事務所にあるDの担当部署の費用に充て、またDの不動産購入のローンの支払いにも使用していたという事情があった。このため、Yらによる消費貸借契約の借主は実質Dであるという主張は、借入れた金銭の使用用途を見れば理解できなくもないが、やはり本件の契約の当事者はY2ということになろう。

信託法10条の適否については、XとAとの関係性や債権の売買による代金の授受が正当な方法で行われた点を判断材料として、これを否定している。

② 東京地裁平成30年8月10日判決(LEX:25557947)

本件は、Y1との間で消費貸借契約に基づきY1に3億円を貸しつけたX1が、当該貸金債権等を譲渡担保により譲り渡したオランダ投資家らの訴外A、その他にオランダ国法上の会社X2を加えて、同貸金債権等の回収および管理を目的に組合契約を締結し、同貸金債権等の持分は90%をX2、10%をX1の割合とされた。その後、Y1の不履行を主張し、消費貸借契約による貸金返還請求権に基づき、主的に、X2は2億7000万円、X1は3000万円余りを求め、予備的にX2およびX1は、それぞれ3億円余りの支払を求めた事案である。また、XらがY2会社の事実上の代表取締役Y1に対する上記貸付けは、Y2が事業承継の際に用いるための見せ金であるから、す

ぐに返済すると述べたために行われたものであって、Y 1の申し入れは違法な行為であり、見せ金事態許されない行為であり違法であるところ、Y 3 Y 4は悪意または重過失でこれに関与し、Y 5 Y 6は悪意または重過失で漫然とこれを看過したと主張し、Yらに対して不法行為等に基づき損害賠償請求を求めた事案である。この中で、X 1は自己の債務の担保のためにAに本件貸金債権を譲渡担保に供し、その際AとX 1は共同して本件貸金債権の回収を行うこと、回収された金額が被担保債権額を上回る場合には、X 1も支払を受けることができることで合意し、またX 1、X 2およびAは組合契約を締結し、本件貸金債権を準共有として管理することで合意したため、YらはAからX 1に債権譲渡がされているとしても、当該債権譲渡はX 1に対して本件訴訟を提起して債権回収を図ることを主たる目的としてされたものであるから、信託法10条により無効であると主張した。

【判旨】

X 1とAは、本件貸金債権をX 1がAに対して負う債務の譲渡担保に供することを合意したことが認められ、そうすると、さらにX 1が本件貸金債権に関する権利を有する理由がないといえなくもない。しかしながら、同契約においては、本件貸金債権が回収された場合には、上記被担保債権に優先的に充当するものの、これを超える額が回収された場合には、なおX 1が支払を受ける権利を有することが合意されていたこと、その後、本件貸金債権はAとX 1との準共有とされたことが認められ、そうすると、X 1は、本件貸金債権を譲渡担保に供した後も一定の権利を留保していたと見ることができ、同権利に基づいて本件貸金債権を準共有することとなったと考えられる。そして、その他に、同債権譲渡が本件訴訟の提起を主たる目的としてされたことを認めるに足りる証拠はない。したがって、訴訟信託を認めることはできない。

本判決は、学説上争われている譲渡担保の法的構成の問題と絡むため、複雑な性質の事案であると思受けられるけれども、本件組合契約においては、Aの持分は認められていないにもかかわらず、本件貸金債権等についてX 1とX 2、およびAとの準共有という構成が認められている。したがって、本件組合契約は、AのX 1に対する債権の回収ではなく、AのYらに対する回収を目的として成立された性質のものといえることができる。このため、X 1は譲渡担保の設定者として、Aの債務者であるにもかかわらず、組合契約に基づく準共有者として債権者Aに代わり、原告として訴訟を提起したわけである。このことから、組合契約を隠れ裏とする訴訟信託の形を作出したように見えな

くもないが、裁判所は X 1 は本件貸金債権等に対する譲渡担保権の設定者として、あるいは本来の権利者として、本件訴訟を提起することは許容され得ると評価したのであろう。

㊸ 東京地裁平成30年11月14日判決(LEX:25558476)

本件は、X は Y との間で開発計画に伴う準備金として、諾成的消費寄託契約を締結し、Y に寄託金を送金したが、その後 Y から期限を過ぎても返済がなかった。このため X により、寄託金等の支払いが求められた事案である。これには Y から、以下のような反訴があった。すなわち、これ以前に、X は訴外 A が X に事業協力することを約するアドバイザー契約を締結、その後 A の契約上の地位のすべてを訴外 B に譲渡承継させることを三者間で合意し、これに基づき B は X に対して有する債権を Y に譲渡した。Y は本件債権譲渡に基づき、X に対する上記債務と相殺する意思表示をしたことに対して、Y は契約上の報酬額確定請求権を譲り受けたとして、その確定を求めた。この中で、X は本件債権譲渡が訴訟提起直後になされ、さらに相殺の意思表示もこれらと近接した時期になされていること、譲受人である Y の訴訟代人が、譲渡人である A の代理人として本件譲渡通知がなされていることだけみても、本件債権譲渡がもっぱら本訴訟における相殺の抗弁のためになされたことは明らかであり、本件債権譲渡は、債権という「財産の譲渡」とその債権の回収という「財産の譲渡の目的のために必要な行為」をすべき旨を約するものであるから、本件債権譲渡は「訴訟行為をさせること主たる目的」であるとして、訴訟信託に該当すると主張した。

【判旨】

本件債権譲渡がいずれも信託法に定める「信託」(信託法2条1項、3条お1項)に当たるとしても、本件債権譲渡が、訴訟行為をさせることを主たる目的としてなされたときと認められるに足りる証拠はない。確かに、上記認定によれば、Y および B らにおいては、本件訴えをきっかけとして、Y に相殺をさせるために、本件債権譲渡をしたことは認められる。しかし、Y および B らにおいては、相殺することが主眼なのであって、相殺が実体法上の形成権の行使ないし主張として本件訴訟手続に反映されることは、相殺の意思表示を訴訟手続に引き直した帰結に過ぎない。以上の事情による限り、Y による相殺を訴訟行為としてさせることが主たる目的であったとまではいえない。

本判決は、相殺を目的として、Y に対して2度の債権譲渡が行われたと主張されており、これら2つの債権譲渡の時期は本件第1回口頭弁論期日後であるとされる。1度目の債権譲渡については、裁判所に

より正当なものと認められたけれども、2度目の債権譲渡については、そもそも債権の存在が認められていない。なぜなら、アドバイザリー契約上の地位の移転や2度目の債権譲渡等の事実や立証がなされていないからである。そして、本件2つの債権譲渡が、訴訟提起の直後およびその半年後になされたとはいえ、これをもって訴訟信託と判断することは早計であり、また実質的に見ても訴訟を目的として行われたものとはいえない。すなわち、1度目の債権譲渡による相殺は認められており、Yにより主張されている2度目の債権譲渡も、その有効性とそれによる相殺の主張がなされているという事情に鑑みれば、やはり相殺目的による債権譲渡であるということができ、訴訟目的の債権譲渡とは解せないと思われる。

③ 東京地裁平成31年1月15日判決(LEX:25558897)

本件は、Y会社に対して訴外A会社および同B会社、同C会社、同D会社が売掛債権を有していたところ、X会社はAらから同債権を譲り受けたとして、Yに対してその債権の一部である金額などを求めた事案である。この中で、Yの下には、平成28年3月にAら名義で、AらがXに債権譲渡した旨の同月7日付の通知書が届いたが、これらの通知は形式面等から真正なものであるか著しく疑わしかった。そのため、Yは同年5月から6月初めにかけて、Xが債権者であることを確認するための公的な書類の提出を求めていたところ、Xの主張によれば、同年6月20日に債権譲渡が行われ、X代理人による債権譲渡通知が発せられたのであるとするのであり、この主張を踏まえると、明らかに訴訟行為をさせることを主な目的とする信託であるといえることができる。よって、本件債権譲渡は信託法10条によって禁止されている訴訟信託に該当し、無効であると主張した。

【判旨】

平成28年3月ないし6月頃に本件債権譲渡が行われた後、本件債権譲渡があったことを前提とした、Yの債務解消のための交渉がXY間で開始されたが、同交渉は同年7月下旬には決裂したこと、その後は、互いに弁護士を通じて交渉を行ったが、同年8月下旬にY側が本件各債権の確認ができず、また、YはXらに対して多額の損害賠償請求権等を有する旨を通知したため、X側により、同年9月に本件各債権の一部について支払督促の申立てがされたものと認められる。このような経過に照らせば、債権譲渡

を受けたXが本件訴訟を提起したのは、しばらくの間、本件債権の回収のために当事者間で弁護士も交えて交渉を試みたものの、解決困難であるとXが判断したためであると推認でき、ほかにXに訴訟行為をさせることを主たる目的として債権譲渡がなされたものと評価しうる事情を認めるに足る証拠はない。

本判決は、AらがXに対して債権を譲り渡したわけであるけれども、そもそもXはこれ以前にA以外の者からYに対する債権を譲り受けており、この譲渡についてはYの監査法人が確認をしている。したがって、本判決が提訴される以前から、XはYの債権者であったのであり、その後Aらからの債権譲渡により(なお、Aらからの債権譲渡は、当時のYの代表取締役が債務の一本化をし、債務の返済に対応しようとしていたという事情がある。)、XはYの債務額が高額になったことから、その支払方法等について両者による交渉の必要性があるとして、話し合いを持ったという経緯がある。これを踏まえると、本件債権譲渡は、債権回収を目的に訴訟を提起しようとして行われたわけではなく、交渉による債権回収を目的として、あるいは高額な債務額の本一本化といった債務返済に対応するために、債権譲渡が行われたということができ、そのような理解のもと判断が下されたといえよう。

④ 東京高裁平成31年2月14日決定(金融・商事判例1564号28頁)

本件は、訴外A会社の7割以上の株式を破産申立債権者Xが有し、その母Bおよび弟Cが代表取締役として、加えて、Aが全株式を有している訴外D会社を、家族で経営をしていたところ、Aの商業登記簿上の取締役および代表取締役が抗告人Yに変更され、その後Dの株式につき、AとYとの間で売買契約がなされ、ここではAが銀行から借り入れた金銭をXを通してYに貸し付け、それをYからAに株式代金として支払い、Aは同金銭を銀行に返済する形がとられた。それから、Dの商業登記簿上、取締役および代表取締役がXからYに変更された。数年後、AはYとの間でYが有するDの株式を買戻しする契約を締結し、Aは銀行から金銭の貸付けを受け、Yに送金し、同日YはXに対して送金を行い、Aの売買契約の代金とした。また、AとYとの間で、AはYに対して金銭を貸し渡す契約を締結した。このため、Bらが代表取締役であるAについて、Yは代表権を有しないのにAを代表して、Bの株式の買戻契約をしたことから、AはYに対して不当利得返還請求権を有し、これをXに譲渡する契約(1)

を締結した。また、Bらが代表取締役であるAは、AとYとの間の消費貸借契約につき、Yは代表権を有しないのにAを代表し契約を締結したのであるから、AはYに不当利得返還請求権を有するとして、その一部をAがBに譲渡する旨の契約(2)を締結し、残余をCに譲渡する旨の契約(3)を締結した。これを受け、Xは不当利得返還請求権等を破産申立債権であるとして、申立てたのが本件である。この中でYは、本件の各債権譲渡は、信託法10の訴訟信託禁止に違反して無効であること、信託法164条1項もしくは民法651条またはそれらの類推適用に基づく解除ないし解約により終了していること、弁護士法73条違反により無効であること、公序良俗違反により無効であることを主張した。

【判旨】

信託法10条は、「信託は、訴訟行為をさせることを主たる目的としてすることができない。」と規定し、その趣旨は、弁護士代理の原則や弁護士法72条に反する脱法的な行為、すなわち、他人間の法的紛争に介入し、司法機関を利用しつつ不当な利益を追求する行為について信託の形式を利用して行うことを禁止するものと解される。しかし、本件債権譲渡契約(1)ないし(3)は、本件不当利得返還請求権(1)ないし(3)の売買と認められるのであって、代金の支払時期、破産手続等があった場合の代金の変更および譲受人の解除権についての定めがされているものの、そのことをもって直ちに本件債権譲渡契約(1)ないし(3)が信託契約であると認めるには疑問がある。しかも、本件債権譲渡契約(1)ないし(3)は、Xの代理人である弁護士が関与して締結されたもので、YがAの代表取締役に選任された事実がないのに、商業登記簿上、代表取締役として登記されている状況の下で、本件不当利得返還請求権(1)ないし(3)の保全を図るため、創業者の妻Bおよび子であり、Aの株主ないし元取締役であるX、BおよびCに譲渡して管理・保有し、適切な時期に回収を図る必要があったこと、したがって、本件債権譲渡契約(1)ないし(3)により、譲受人であるX、BおよびCは、無関係の他人の法的紛争に介入するものでも、不当な利益を追求する行為ともいえないこと、Xが本件申立てをしたのは本件債権譲渡契約(1)の締結から約3年後のことであること、以上の事情に照らすと、本件債権譲渡契約(1)ないし(3)について、仮に信託契約と解する余地があるとしても、訴訟行為(破産手続開始の申立てを含む。)をさせることを主たる目的としてされたものであるとも、信託法10条により禁止される不当な目的ないし利益の実現を企図するものとも認められないというべきである。

本判決は、XはYが支払不能の状態にあるとして、原審に対してYの破産手続開始の申立てをし、これを受け原審が破産手続を開始する旨の決定をしたため、Yが即時抗告を提起したケースである。裁判所

は、YによるAの株主総会による取締役選任決議自体が存在せず、登記の実態もないと判断している。したがって、その間になされた買戻契約や消費貸借契約は無効とされる一方、AはYに対して不当利得返還請求権を有しており、その債権の譲渡はAの代表権限のある者により締結されたものであり有効であるから、これを譲り受けたX、BおよびCは有効に債権を有すると判断している。すなわち、本判決における本件債権譲渡は、Yによる不当な利益の享受に対して、その返還を目的としてなされた性質のものであって、訴訟を主な目的としてなされたと見ることはできないから、信託法10条を適用することはできないと判断したものと評価できる。

㊦ 東京地裁令和1年12月4日判決(LEX:25582285)

本件は、Xが、地方公共団体であるYが設置し管理する施設から、Xが所有する土地に無断で雨水等を排出し、同土地の使用料相当額を不当に利得していると主張し、Yに対して、同土地の前主訴外Aが有する不当利得返還請求権と合せて、不当利得返還請求権に基づく利得金等を請求したケースである。この中で、Yは以下のような抗弁をした。すなわち、本来の権利主体からの委託に基づいて訴訟を行うことは、民訴法30条、手形法18条等に認められているが、それ以外の任意的訴訟担当(訴訟信託)については、弁護士代理の原則(民訴法54条1項)、訴訟信託の禁止(信託法10条)の回避、潜脱となるおそれがなく、かつ、これを認める合理的な必要がある場合に限り認容され、また、本来の権利主体から債権譲渡を受けて訴訟を提起する場合において、譲受人に訴訟を進行させることを主たる目的としていると認められるときは、当該債権譲渡は、訴訟信託に該当し、訴訟信託が許容される場合でなければ無効になると解されている。Xは、本件訴訟の提起時から弁護士であるXの代理人に委任して訴訟行為を行わせているから、弁護士代理の原則を潜脱するものではないが、X所有の土地の前主の所有者であるAが原告とはならず、Xが本件訴訟を提起した合理的な理由は存在せず、本件債権譲渡、Xに訴訟を進行させることを目的として行われたものであるから、信託法10条により禁止されている訴諸信託に当たり、無効である。したがって、本件債権譲渡によってAの本権債権譲渡がXに移転したということではできず、Xは、本件で求める不当利得返還請求のうち本件譲渡債権に係る部分の請求について、当事者適格を有しないから、同請求に係る訴えは却下されるべきであると主張した。

【判旨】

給付の訴えにおいては、自らがその給付を請求する権利を有すると主張する者に原告適格があるから、仮に本件債権譲渡が無効であるとしても、Xが、自らがその給付を請求する権利を有すると主張して本債権譲渡に係る請求をしている以上、同請求に係る訴えについて当事者適格を欠くということにはならない。また、信託法が、訴訟信託を禁止している趣旨は、弁護士に委任していること(当裁判所の顕著な事実)、証拠および弁論の全趣旨によれば、本件債権譲渡は、本件不動産を売り渡した後も本件不動産を賃借し、使用しているAにおいて、Xに対する賃料の滞納が生じていたところ、AのYに対する不当利得返還請求権の譲渡により、その滞納賃料の支払に充てるといふ、訴訟信託以外の目的のもとでもされたと認められ、少なくとも他人間の紛争に介入する目的を有しているとは考えられないことに加え、後述するとおり、本件債権譲渡に係る不当利得返還請求の一部に理由があり、同請求が社会通念上許容することができない不当な利益の獲得を目的としているとも認められないことをも考慮すれば、本件訴訟が弁護士代理の原則を潜脱するものであるとか、濫用的な訴訟提起に当たるとかということとはできず、本件債権譲渡が信託法により禁止されている訴訟信託に当たるとはいえない。

本判決は、AのXに対する借金返済のために、当該土地を売却したという背景がある。また、本件排水について初めてYに対して異議を述べたのは、Aであって、しかもXとの売買契約成立後1年以上経過してからであるけれども、売買契約当時は、両当事者ともその事実を知らなかったようである。本判決では、Xの不当利得返還請求権は認められたが、本件排水によって土地本来の効用を享受することは、事実上困難になったにもかかわらず、本件土地の現状回復に係る費用は認められていない。そして、AはXに対して本件不動産を売却後も、当該不動産を賃借して使用をしており、その賃料として不当利得返還請求権をXに譲渡したという事情があるから、そこに不当性を認めることができず、これを訴訟を主な目的としてなされたものとは評価することはできない。

⑳ 東京地裁令和3年10月21日判決(LEX:25602653)

本件は、XがYに詐取されたとする金銭や、土地代金として受領された金銭の着服などを理由に、金員の支払を求めたケースである。Yは、以下のような抗弁をした。す

なわち、本件と同一の訴えが、Xから債権譲渡を受けたとする者によって、提起された後に取り下げられたとの経緯があることからすると、本件訴えも、訴訟信託のための債権譲渡に基づくものとして訴訟信託禁止の脱法行為に当たり、Xは当事者適格を欠くと主張した。

【判旨】

本件におけるXの請求内容は、Yの行為によってX自身が被った損害の賠償を求めらるるものであり、X本人の尋問の結果によっても、本件におけるX代理人弁護士に対する訴訟委任について特段不自然な点は見られないから、上記従前の経緯を踏まえても、Xは当事者適格を有するものと認められる。また、Yは、本件の訴え提起が訴権の濫用に当たると主張するが、これを裏付けるような事情は認められない。

本判決では、XがYによる金銭の詐取や着服等によって、損失した金員の支払をYに対して求めたものであるけれども、Xの主張は信用ができないとして、退けられている。すなわち、Yによる金銭の詐取や着服等がなかったという判断である。本判決では、Yのほとんどの主張が認められたのであるけれども、本件請求内容としてのXの損害賠償請求は、Yによる行為を原因とするものであるから正当であり(しかし、Yの不法行為は認められていない)、またXによる弁護士への訴訟委任は正当なものであるから当事者適格を有するとされており、訴訟信託にあたらぬと評価できる。なお、Yの主張において、同一の訴えがXから債権譲渡を受けた者により提起されていたという背景や、本判決におけるXの主張がほとんど認められていないという事情に鑑みると、Xの主張や行為に対しては濫訴の印象を抱かざるを得ないであろう。

㊦ 東京地裁令和3年11月30日判決(LEX:25602243)

本件は、損害保険業等を営むXが、海運運送業等を営むYに対して、訴外会社間における売買契約の目的物とされた運送品の船舶による物品運送において、運送契約上の運送人となったYの注意義務違反によって、当該運送品が損傷し、このYに対する債務不履行に基づく損害賠償債権を取得した運送契約上の荷受人から、この債権の譲渡を受けたと主張し、損害賠償等を請求した事案である。この中で、Yは本件債権譲渡は、訴訟信託(信託法10条)に該当し、無効であると主張した。

【判旨】

本件債権譲渡から本訴提起まで2年以上の期間が経過しており、その間XY間で裁判外での交渉が行われていたと認められること、Xは本件債権譲渡に先立ち、本件に関して損害保険契約に基づく保険金支払を履行しており、本件債権譲渡時において、本件に関してその出損分を改修することにつき固有の経済的利益を有していたことといった事情に鑑みれば、本件債権譲渡は、それ自体が無償譲渡であったとしても、訴訟信託に該当しない。

本判決は、そもそもインドにおける売主の訴外Aと買主の訴外Bとの間の売買契約の運送につき、Aは自らを荷送人、Bを荷受人とし、運送人訴外Cとの間で運送契約を締結し、その後Cは自ら荷送人となり、荷受人を訴外Dとし、運送人Yとの間で実行運送契約を締結したという背景がある。そして、本件貨物の損傷により、本件商品が被害を受けたことから、Xは運送前に締結されたBとの間の貨物海上保険契約に基づき、Bに対して保険金を支払うことにより、荷受人であるDがYに対して有する、債務不履行に基づく損害賠償請求権を無償でXは譲り受けたという事情がある。したがって、本件債権譲渡は、支払われた保険金の回収を目的としてなされたものといえるから、訴訟信託の適用を認めることはできないという事案といえよう。

- (1) ここでは、訴訟信託に関する判例を取り上げるけれども、個々の判例評釈などの研究については、紙幅の都合上その紹介を割愛した。また、ここでは訴訟信託に関する判例を取り上げるが、網羅的ではないことをお断りさせていただく。
- (2) 拙稿「訴訟信託に関する一考察(2)」国士館法学54号46頁以下参照。
- (3) なお、この判決の下級審である、東京地裁平成3年2月18日判決(判例時報1376号79頁)および、上級審である最高裁平成9年7月11日判決(民集51巻6号2573頁)では、Xによる訴訟信託の主張はなされていない。

- (4) この判決の下級審である、久留米簡裁平成27年9月28日判決(LEX25547093)では、訴訟信託のついては争点にされていないけれども、各車両の所有者の委任によりXが訴訟を担当していたことや、訴訟係属中に債権譲渡が行われたことに対して、異例であり、不自然であると指摘されている。
- (5) 拙稿「前掲論文」32頁以下参照。
- (6) 本判決の上告審、最高裁平成20年1月28日判決(判例時報1997号143頁)では、訴訟信託の主張はなされていない。なお、本判決は、以下の⑧⑨事件と関連する事件である。
- (7) 本判決の上告審、最高裁平成20年1月28日判決(民集62巻1号128頁)では、訴訟信託の主張はなされていない。
- (8) 桜田勝義「判例に現れた訴訟信託(その二)」判例時報100号(判例評論474号75頁)は、時間的近接性があるからといって直ちに訴訟信託であると断ずるのは疑問であるとし、田中実「訴訟信託について」法学研究32巻4号17頁以下は、それを要素にするのは合理的ではないと説かれる。
- (9) 判例では、鹿屋区裁大正14年10月27日判決(法律新聞2439号5頁)、盛岡地裁一関支部大正15年4月19日判決(法律新聞86号208頁)、神戸地裁昭和26年1月23日判決(下級民集2巻65頁)、東京高裁昭和30年8月3日判決(下級民集6巻8号561頁)、がある。学説では、呉文炳・信託論(1936年)48頁以下、四宮和夫・信託法(新版)(1989年)143頁、大阪谷公雄・信託法セミナー(1990年)279頁、岡伸浩「訴訟信託の禁止に関する考察」新井＝神田＝木南編・信託法制の展望(2011年)468頁、堀野出「訴訟信託禁止規定と隣接制度」加藤＝本間＝高田編・現代民事手続の法理(2017年)88頁が、時間的近接性を判断要素の1つに加える。
- (10) 本判決の上告審、最高裁平成20年1月28日判決(判例時報1997号148頁)では、訴訟信託には触れられていない。
- (11) 本判決の上告審、最高裁平成21年4月17日判決(判例時報2044号142頁)では、訴訟信託には触れられていない。
- (12) 石田穰・担保物権法(2010年)692頁以下、道垣内弘人・担保物権法(2004年)341頁以下。
- (13) なお、本判決の控訴審である、知財高裁平成24年2月14日判決(LEX:25444351)では、一審が法定信託を原信託の延長と捉えており、受託者の権限も同様のものとしていたことに対して、契約の解約に基づき、受託者

は管理権限は全て失ったものと判断し、Bの解散による清算結了登記が經由されたとしても、著作権の関係では依然法人格を有することから、損害賠償請求権もBに移転すると判断する。なお、上記控訴審では、訴訟信託については触れられておらず、上告審である最高裁平成25年1月30日判決(LEX:25500511)は、判決文を入手できなかった。

- (14) なお、アメリカ法上の再信託の法的構成については、当初設定された信託の受託者は再信託が設定されると、当初受託者としての身分を有しながらも、再信託の受託者の職務を遂行するわけではなく、再信託の受託者が当初の受益者のために職務を遂行することになるとされ、これに対してわが国では、旧法26条2項、3項の趣旨から、当初の受託者は委託者兼受託者として再信託の受託者を監督する地位にあると構成され得るとされる(大阪谷公雄・信託法の研究[上]理論編(1991年)477頁以下)。
- (15) 本判決の控訴審である、知財高裁平成23年7月27日(LEX:25443610)では、訴訟信託については触れられておらず、上告審である最高裁平成24年4月26日決定(LEX:25481888)は、判決文を入手できなかった。

追記 去る令和5年1月7日、滝沢聿代先生がご逝去された。先生には大学院からご指導を給り、公私ともに大変お世話になりました。この場をかりまして、先生のご冥福を心からお祈り申し上げます。